

(趣旨)

第1条 この規則は、南九州市保健センター条例(平成19年南九州市条例第106号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により、施設の使用をしようとする者は、保健センター使用許可申請書(第1号様式)に所要事項を記載して、使用の日の3日前までに許可を受けなければならない。

2 使用時間には、実際に使用する時間のほか、準備及び原状回復の時間を含むものとする。

(使用許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受理し、相当と認めたときは、これを許可し保健センター使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を交付する。

(使用許可の変更)

第4条 使用の許可を受けた者が当該施設を使用する前に許可事項を変更し、又は取消しをしようとするときは、保健センター使用許可変更・取消許可申請書(第3号様式。以下「変更等申請書」という。)に許可書を添え、使用の日の前日までに市長に提出しなければならない。

(使用料の納入)

第5条 使用者は、許可書の交付を受けたときは、条例第7条に規定する使用料を直ちに納入しなければならない。

2 条例第7条第2項ただし書の規定により、使用料を後納できるものは、国(公社、公団等を含む。)、地方公共団体その他公共団体及び公共的団体とする。

(使用料の返還)

第6条 条例第8条第1項ただし書の規定により、既納の使用料を返還するときの基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第8条第1号に該当するとき 使用料の全額

(2) 条例第8条第2号に該当するとき 使用開始の日の2日前まで 使用料の8割

(使用料の減免)

第7条 条例第9条の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 全額を免除する場合

ア 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。

イ 公益上特に必要と認めるとき。

(2) 5割減額の場合

ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。

イ 公共的団体が使用するとき。

ウ 社会教育上特に必要と認めるとき。

エ その他市長が特に減額することが適当と認めたとき。

2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、保健センター使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用許可の取消し等の通知)

第8条 市長は、条例第6条の規定により、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは必要な処置を命ずる場合、保健センター使用許可取消・使用停止措置命令通知書(第5号様式)により使用者に通知しなければならない。

(販売行為の禁止)

第9条 保健センターの建物及び敷地内において、市長の許可なく物品の展示、販売及び募金等の行為をしてはならない。

(使用後の点検)

第10条 使用者は、条例第10条の規定により保健センターの施設、設備その他を原状に復したときは、直ちに保健センター職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用した設備、備品等は、原状に復して整理整頓すること。

(2) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用しないこと。

(3) 許可なく印刷物の掲示、配布及び物品の販売、募金等を行わないこと。

(4) 館内では静かにし、他人の迷惑にならないように努めること。

(5) その他職員の指示に従うこと。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の額娃町保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成5年額娃町規則第2号)、知覧町保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年知覧町規則第21号)又は川辺町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年川辺町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年2月20日規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則(令和5年2月1日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

第2号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

使用者

住所

氏名

様

南九州市長

保健センター使用許可書

下記のとおり保健センターの使用を許可します。

記

使用目的	
使用日時	月 日 時から 時まで
使用施設	
使用人員	
使用料	
その他必要条件	南九州市保健センター条例，同条例施行規則及びこれらの規定に基づく同センター職員の指示に従うこと。

第 3 号様式(第 4 条関係)

保健センター使用許可変更・取消許可申請書

年 月 日

南九州市長 様

住 所_____

団 体 名_____

氏名又は代表者_____

電 話 番 号_____

下記のとおり保健センターの使用について(変更, 取消)したいので, 許可書を添えて申請します。

記

区分		変更・取消					
許可事項	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで					
	使用施設						
変更事項	変更理由						
	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで					
	使用施設		納入日		年 月 日 ()		
納付使用料	円	追加額	円	還付額	円	差引額	円
決裁						回覧	

第 4 号様式(第 7 条関係)

保健センター使用料減免申請書

年 月 日

南九州市長 様

申請者 住所
団体名
氏名又は代表者
電話番号

下記のとおり保健センター使用料の免除を受けたいので、南九州市保健センタ
ー条例施行規則第 7 条の規定に基づき申請します。

記

使用期間	自	年	月	日	時	分
	至	年	月	日	時	分
使用目的						
使用施設						
主催，共催する 機関，団体名						
※免除該当区分						
※免除額	円					
備考						
上記の申請について，次のとおり決定してよろしいか。						
区分	許可			不許可		
許可日等	年	月	日	取扱者	印	
決裁						
備考						

第 5 号様式(第 8 条関係)

保健センター使用許可取消・使用停止措置命令通知書

第 号
年 月 日

様

南九州市長 印

下記のとおり南九州市保健センター条例第 6 条及び同条例施行規則第 8 条の規定により通知します。

記

取消停止措置の内容	
取消停止の理由	